【判例評釈】

仮差押債務者が債権の仮差押えを受けた後に第三債務者との間で示談をした場合に当該債権に対する転付命令を得た仮差押債権者が第三債務者に対して示談金額を超える額の請求をすることができないとした原審の判断に違法があるとされた事例

最判令和3年1月12日・裁判所時報1760号1頁、判タ1485号28頁、判時2490号3頁　令和1年（受）第1166号　損害賠償事件

甲南大学法科大学院教授　宮川　聡

事実関係

1. 平成22年9月19日、Xは、当時14歳のAとHから、金品強取の目的による暴行を受け、路上に転倒して頭部を強打し、右急性硬膜下血腫、左視床梗塞、脳挫傷、鎖骨骨折等の重傷を負った。
2. BはAの父、CはBの配偶者でAの母、DおよびEは、Bの子である。
3. 平成26年9月9日、Bが運転する車両とYが運転する車両が衝突した交通事故（以下「本件事故」という。）により、Bは死亡した。この事故は、Yの過失により発生したものであり、BはYに対して、不法行為に基づく損害賠償請求権（以下「本件事故の賠償金」という。）を取得した。
4. Xは、Xを債権者、Aらを債務者ら、Yを第三債務者とする債権仮差押命令を申し立て、以下のように主張した。
   ㋐Xは、本件強盗致傷事件により損害を被り、加害者Aに対し、不法行為に基づき4822万3907円の損害賠償請求権を有する。
   ㋑Aの親権者であるB・CがAに対する監督義務を怠った結果、本件強盗致傷事件は発生したので、XはB・Cに対して、監督義務違反を理由として不法行為に基づき4822万3907円の損害賠償請求権を有する。Bが死亡した結果、D・Eは法定相続割合（各6分の1）で原告に対するBの損害賠償債務を相続した。
   ㋒同様に、Bの死亡にともない、Aらは、Yに対する、本件事故に基づく損害賠償請求権を法定相続割合（Cは2分の1、A、D、Eは各6分の1）により相続した。
   ㋓したがって、Xを債権者、Aらを債務者、Yを第三債務者、XのAらに対する損害賠償請求権を被保全権利（ただし、A及びCについては内金）、A、C、DおよびEがBから相続した被告Yに対する本件交通事故に基づく損害賠償請求権を被仮差押債権とする仮差押命令を求める。
5. 平成27年11月13日、千葉地方裁判所はXの申立てを認め、XのAに対する損害賠償請求権のうち803万7320円、XのCに対する損害賠償請求権のうち2411万1953円、XのDおよびEに対する各損害賠償請求権各803万7317円を各被保全権利、AらのYに対する本件事故に基づく各損害賠償請求権のうち前記各請求債権額に満つるまでを各被仮差債権とする仮差押命令（以下「本件仮差押命令」という。）を発令した。同命令の正本は平成27年11月14日にYに、同月21日にAらに、各送達された。送達を受けたYは、被仮差押債権の存在を認め弁済の意思もあるが、金額については示談中であるため決定していない旨の陳述を行った。
6. その後、平成28年10月6日付で、YとAらは本

件事故によりBが被った損害およびAらの固有の損害に関して、「①Yは、Aらに対し、本件事故による一切の賠償金として、既払金のほか合計4053万2940円の支払義務があることを認め、内金3000万1100円につき、これを調印済みの本件示談書を受領後速やかにAらの代理人名義の口座に振り込み送金して支払う。②YとAらは、残金1063万1840万円の支払いについては別途協議する。③Yが、①の支払いをしたときは、YとAらは、YとAら間には、本示談契約書に定める他、何ら債権債務のないことを相互に確認する。」という内容の示談を行った（以下「本件示談」という。）。取決めに従いYは、平成28年10月20日頃、Aらの代理人名義の口座に3000万1100円を振込み支払った。

7. Xは、Aらに対し、本件強盗致傷事件等を理由とする不法行為に基づき、損害金および遅延損害金の支払いを求める訴えを提起したが、平成30年1月26日、XのAに対する不法行為に基づく損害賠償請求、B、CのAに対する監督義務違反に基づくXのC、D、Eに対する損害賠償請求を一部認め、A、Cについては、6417万4137円とこれに対する支払い済みまでの遅延損害金、D、Eについては、1069万5690円とこれに対する前同様の遅延損害金の支払いを命ずる仮執行宣言付の一部勝訴判決が言い渡された（本件債務名義）。

8. Xは、本件債務名義に基づき、Xを債権者、Aらを債務者、Yを第三債務者、本件債務名義に表示されたAらに対する各元金および遅延損害金を被保全債権、AらがBから相続したYに対する本件事故に基づく各損害賠償請求権元金およびこれに対する平成26年9月9日から転付命令送達時までに発生する遅延損害金（ただし、Cにつき3000万円、A、DおよびEにつき各1000万円に満つるまで。）を被差押債権とする債権差押および転付命令を申立て、同裁判所は、平成30年3月7日、同内容の差押転付命令（以下「本件転付命令」という。）を発令した。本件転付命令は、平成30年3月13日にYに対して、平成30年3月20日にAらに対してその正本が送達され、平成30年3月28日確定した。千葉地方裁判所から陳述催告を受けたYは、平成30年3月23日付けで、「合計金額が1063万1840円の被差押債権の存在を認め（A、D、Eについては各177万1973円、Cについては531万5921円）、支払う意思がある」旨記載した陳述書を提出した。

9. Xは、Yに対し、差押転付命令が確定したと主張して、転付されたAらのYに対する不法行為に基づく各損害金およびこれに対する遅延損害金（起算日は先行する保全事件の仮差押決定正本のYへの送達日、利率は民法所定）の支払いを求める訴え（本件訴え）を提起した。

■ 第一審の判断

千葉地方裁判所は、「Yは、Xに対し、4463万2789円およびこれに対する平成27年11月14日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。その余の請求を棄却する。」との判決を言い渡した。その理由は以下のとおりである。

1. 債権仮差押えの執行により債務者と第三債務者が禁止される行為に、民法上の和解（示談）が含まれるかについては、「(1)Yは、本件仮差押後に本件示談を行っている。仮差押の第三債務者に対する効力につき、民事保全法は、被仮差押債権の弁済を禁止する（民事保全法50条）一方で、債務者に対する効力を特段定めるものではない。しかし、債権仮差押えは、債務者の財産を保全し、将来における債権者の債務者に対する執行を確保する目的を有するものであるから、債権者の利益保護のためには、一切の処分、例えば、取立、放棄、譲渡、相殺等をすることが禁じられ、その結果として、債務者と第三債務者とは債務の消滅またはその内容の変更を目的とする契約をすることが許されなくなると解される[1),2)]」。

2. 被仮差押債権が、不法行為に基づく損害賠償請求

権の場合、過失相殺の有無･程度、生活費控除率、逸失利益算定の前提となる基礎賃金などが争いとなる場合があるなど、その額は一義的に明確ではなく、立証困難な費目もあり、慰謝料などは、…数理的に算定できないから、具体的な損害賠償額の確定自体は、仮差押後の裁判や当事者間での合意が必要な場合もある。そして、加害者・被害者間の示談は、…債権者によるスムースな取立てに資することもあり、直ちに差押債権者を害すると評価できない場合もある。また、仮差押債務者による、第三債務者に対する、被仮差押債権を訴訟物とする給付の訴えも認められる[3)]

しかし、示談は紛争を互譲によって終結する契約であり、当事者で合意された損害賠償金の範囲や額が不法行為時に発生した客観的な賠償金の範囲や額を下回る場合であっても、示談契約の債権者は示談契約で確定した金額を越える損害金の請求ができなくなる。したがって、既に（Bに）発生した損害額が示談によって確定された金額を越える部分については、仮差押により債務者が禁じられる処分に該当すると認めるのが相当であり、示談によって賠償額が確定したことをもって、債権者に対抗することはできない（下線部は筆者）。

本件事故により発生した損害金の額は、（示談でYが支払うべき義務を負うとされた金額を超えており）Yは本件示談の効力をXに対抗することはできず、Yの負う損害金の額は本件示談により確定した額に止まるものではなく、また、確定した損害金の範囲についても仮差押えの効力は及んでいる。」

3. 示談を受けてYがAらに対して行った本件支払いの効力については、「⑴Yは、本件16条請求債権（直接請求権）を、本件保険会社に代わり立替払いをした旨主張しているが、…本件示談書には、YはAらに対して、本件事故による一切の賠償金があることを認めて内金3000万1100円の支払いをAらが指定する口座に振り込むことが約されており、Yが行った支払いは同示談に基づくものであって、AらがYに対して本件16条請求権（直接請求権）を譲渡した上で、責任賠償保険契約を締結していた保険会社が支払うべき、本件16条請求債権を立替払したとは認めることは

1） 第一審の判断の以上の部分については異論がないところであろう。控訴審も、最高裁も、この点について異なる立場を採用しているわけではない。

2） なお、被告は、債務者・第三債務者間の示談が、被差押債権を発生させる基本的法律関係の処分に当たるとして、示談により発生した金銭請求権は被（仮）差押債権（不法行為による損害賠償請求権）とは異なっているとの主張をしている。たしかに、最３小判平成24年９月４日は、不動産の賃貸借に基づく賃料債権が差し押さえられていたときに、目的不動産の所有権が賃貸人から賃借人に譲渡されたためにそれ以降賃料債権が発生しなくなったケースについて、賃貸物件の賃借人への所有権譲渡は差押債権者に対抗できるかという問題について対抗できるとの見解を明らかにしている。しかし、平成24年の事案で対抗できないという立場をとると、事実上、第三債務者に対して賃貸借関係の継続を強制することになるという大きな弊害が生じるのに対して、示談は被仮差押債権の範囲やその履行方法などを定めることを直接の目的としているものであってその性質が大きく異なっていることを考えると適切な主張とはいえない。

3） 最３小判昭和48年３月13日・民集27巻２号344頁は、仮差押えの執行がなされた後に仮差押債務者は仮差押えの対象になった債権について給付訴訟を提起できるかという問題について、「仮差押の執行によって、当該債権につき、第三債務者は支払を差止められ、仮差押債務者は取立・譲渡等の処分をすることができなくなる」としている。もっとも、この判決は続いて、「このことは、これらの者が右禁止に反する行為をしても、仮差押債権者に対抗しえないことを意味するにとどまり、仮差押債務者は、右債権について、第三債務者に対し給付訴訟を提起しまたはこれを追行する権限を失うものではなく、無条件の勝訴判決を得ることができると解すべきである。」としているが、仮差押えの執行によって目的債権についての債務者の管理処分権限が完全に奪われるわけではないので、目的債権を主張して訴えを提起する当事者適格も否定されるわけではない。その点については、反対論はないのであるが、無条件の現在の給付判決を求めることができるという点については批判がある。もし債務者が第三債務者に対する給付訴訟で請求認容判決を受け、その判決が確定したのちに、仮差押命令の送達を受けている第三債務者が弁済を拒否したために、強制執行開始の申立てをしてきたときに、第三債務者は執行手続を取り消させる必要が生ずるという問題が生ずるからである。最高裁の立場を支持する見解（たとえば、新堂幸司・新民事訴訟法［第６版］（弘文堂　2019年）265・266頁）と、仮差押えの執行の取消しを条件とする将来給付判決をすべきであるという見解（例えば、兼子一原著・条解民事訴訟法［第２版］（弘文堂　2011年）786頁［竹下守夫］など）が対立している。

できない。⑵確かに、Ａらが本件16条請求権を行使して本件保険会社に直接請求すれば、3000万1100円の支払いを受けられ、この場合、これに対応するＹのＡらに対する損害賠償債務も消滅することになる。しかし、不法行為に基づく損害賠償請求と本件16条請求権は別個独立の請求権であり、前者の仮差押えが禁止されていない以上、不法行為に基づく損害賠償請求権の仮差押債権者が、法的な期待や利益を有していないわけではない。したがって、Ｙの弁済が、本件16条請求権に相当する金員の立替払的な支払いであるからといって、これをＸに対抗することはできない。」とした。

控訴審の判断

1. 東京高等裁判所は、以下のように述べて一審とは異なる結論を導き、「Ｘの請求のうち、本件示談により合意した賠償金の残額である1063万1840円およびこれに対する本件転付命令が確定した日の翌日である平成30年3月29日から支払い済みまで民法所定の遅延損害金を請求する部分については理由があるが、その余の請求については理由がないから、これを棄却するのが相当である。」との判決を言い渡した。
2. まず、本件示談が仮差押えの効力に反するかについては、「不法行為に基づく損害賠償請求権は不法行為時点で既に発生していたが、…不法行為に基づく損害賠償金の中には、不法行為発生時点では、具体的な損害賠償額を直ちに確定できない費目も認められ、その額を確定するために当事者間で示談をすることは債権の処分に当たらないといえる。したがって、債務者・第三債務者間で、仮差押後に不法行為に基づく損害賠償金について示談をしたということだけで、仮差押えによって禁止されている債権の処分をしたと認めるのは相当ではなく、その内容を個別具体的に検討した上で、示談契約が債権の処分をしたものといえるか判断する必要がある[4]。」としたうえで、「本件示談で合意された損害額のうち、Ｘが債権を処分したと主張するのは、①逸失利益（具体的には、Ｂの基礎収入額）、②死亡慰謝料、③弁護士費用の3点である。①については、労務対価部分を役員報酬額の8割である480万円として算定した逸失利益は、社会通念上合理的な金額であった。②についても、交通事故の死亡慰謝料には一定の基準は存在するが、性質上、慰謝料額は、事故発生時に客観的かつ確定的に定まるものとはいえない。ＹとＡらとの間で、早期解決の観点から、Ａらが主張額から15％を譲歩し、死亡慰謝料額を2380万円と合意したとしても、本件事故当時、亡Ｂは65歳であり、Ｄは既に成人し、Ｅもほぼ成人に達していたこと等をも考慮すれば、社会通念上、不相当な金額ではない。③の弁護士費用については、本件で、Ａらが、弁護士に対して訴訟を委任した事実は認められないから、そもそもＡらに弁護士費用相当額の損害が発生したとは認められない。以上のとおり、①、②については、当事者間で合理的と認められる具体的損害額を確定したにすぎないものであり、③については、そもそも損害として発生が認められないもので、本件示談によって確定された損害賠償金の額は、全体として、Ｙの亡Ｂに対する損害賠償金として社会通念上相当な金額である。したがって、Ａらが、本件仮差押によって禁止された債権の処分をしたり、一審Ｘの債権を害したりしたものとは認められない。Ｘは、Ｙに対し、本件示談によって確定された損害額を上回る請求をすることはできない。」と結論づけた。
3. そのうえで、示談に従ってなされたＹからＡらに対して行われた賠償金（3000万1100円）支払いの効力については、おおむね以下のように述べ

4）　ここで明らかにされた控訴審の基本的な立場は、第一審と大きく異なっているわけではない。

て、自賠法16条の定める被害者の保険会社に対する直接請求権の行使に基づく支払であり、その効力をXに対抗できるとした。

「⑴自賠法16条の定める直接請求権は、被害者の損害賠償請求権の迅速な実現のために法律が特別に定めた制度であり、直接請求権と損害賠償請求権とは、共に被害者の損害をてん補するという同一の機能・目的をもち、いずれかによって損害のてん補がされれば、他方の請求権もその範囲で消滅するという意味で両者は補完的関係にあるが、別個の請求権であるから、被害者の債権者が、被害者が加害者に対して有する不法行為に基づく損害賠償請求権の差押えまたは仮差押えをすることは可能である。Xは、具体的金額が未確定のAらのYに対する不法行為に基づく損害賠償請求権を仮に差し押さえているが、Aらは、これとは別個の債権である自賠法16条1項による直接請求権を行使して、本件保険会社に対して自賠責保険金の支払いを受けることができる。

⑵本件示談書の文言を形式的に解すると、Yは、Aらに対する不法行為に基づく損害賠償金の一部を支払うというのであるから、仮差押えによって処分が禁止されている債権を処分したこととなり、その支払いをXに対抗できないこととなる。しかしながら、任意保険の保険会社の担当者は、自賠責保険担当者に対し、任意保険の保険会社での一括払い対応が可能である旨を伝え、任意保険の保険会社が一括払いで対応することについてCの了承を得たことから、任意保険の保険会社が一括払いの対応をとったのであり、また、任意保険の保険会社は、Aらに対して賠償額を提示する前には自賠責保険の認定をする損害保険料率算出機構に対して照会をしていたのであって、これらの事実に照らすと、任意保険の保険会社は、Aらからの保険金請求を受けて、自賠責保険会社に代って自賠責保険金を支払い、その後、自賠責保険会社に対して、自らが立替えた自賠責保険金を求償したものと解することが可能である（下線は筆者）。

Aらも、代理人に対して、Yではなく、任意保険の保険会社との示談交渉を委任しており、Aらは、任意保険の保険会社に対して一括払いの対応を承諾したことにより、任意保険の保険会社から任意自動車保険金および自賠責保険金の双方を受領する意思を有していたと認められる。

Yについても、千葉地方裁判所からの陳述催告を受けて、弁済する範囲について、「自賠法18条の差し押さえ禁止にかかわる部分は除く」と記載した陳述書を提出し、Aらの代理人とYの代理人との間でも、本件仮差押についての対応を十分協議した上で、本件仮差押決定によって、本来、差押えが禁止されている直接請求権の処分が禁止されることにはならず、任意保険の保険会社が、Aらに対して自賠責保険金額の範囲内である3000万1100円を支払うことを前提に、YがAらに本件支払いをするとの本件示談をし、現に、任意保険の保険会社が、Aらの代理人に対して3000万1100円を支払っていることを認めることができる。

このような経過に鑑みると、本件示談の契約当事者であるYとAらは、本件示談によって、Aらから一括払いの対応の依頼を受けた任意保険の保険会社が、Aらから自賠法16条1項に基づく自賠責保険金の直接請求を受けたものとして、Aらに対し、本件保険会社に代って自賠責保険金相当額である3000万1100円を立替払いし、これを上回る損害賠償金相当額の保険金については、仮差押えの効力が及んでいるものとして、Aらへの支払いを留保することに合意したと解するのが相当であるから、任意保険の保険会社が、Aらに対して本件支払いをしたことにより、AらのYに対する損害賠償請求権も、その限度で消滅をしたものということができる。

一括払いは、交通事故の被害者保護のために、被害者による保険金の請求手続の簡便化を図るべく昭和48年8月に導入され、広く活用されてい

る制度である。交通事故の加害者に対する損害賠償請求権の差押えまたは仮差押えを受けた被害者が、直接、自賠責保険会社に対して保険金を請求した場合には自賠責保険金の支払いを受けることができるが、任意自動車保険会社からの一括払いという簡便な方法を選択した場合には自賠責保険金の支払いを受けられないという結果となることは、自賠法18条が、交通事故の被害者の生活保障のために直接請求権の差押えを禁止した趣旨からしても相当とはいえない。（下線は筆者）

⑶この点について、Xは、自賠責保険金相当部分についても、本件仮差押命令による債権保全への期待を有しているから、その期待は保護されるべきであると主張する。しかし、自賠法上、直接請求権は差押えが禁止されているから、そもそも、自動車事故の被害者の債権者が、被害者の加害者に対する不法行為に基づく損害賠償請求権を差し押さえたとしても、自賠責保険金相当部分について支払いを受けるとの期待権が高いものとはいえない…。」

Xが上告受理の申立てを行った。

最高裁の判断

最高裁は、「原判決中、X敗訴部分を破棄する。前項の部分につき、本件を東京高等裁判所に差し戻す。」との判決を言い渡した。その理由は以下のとおりである。

1.「債権の仮差押えを受けた仮差押債務者は、当該債権の処分を禁止されるから、仮差押債務者がその後に第三債務者との間で当該債権の金額を確認する旨の示談をしても、仮差押債務者および第三債務者は、仮差押債権者を害する限度において、当該示談をもって仮差押債権者に対抗することができない。

2. 本件示談は、本件相続人らが本件仮差押命令による仮差押えを受けた後に被上告人との間でしたものであり、本件各損害賠償請求権の合計額が本件示談金額（4063万2940円）を超えないことを確認する趣旨を含むものであると解される。そして、本件仮差押命令の仮差押債権は、本件各損害賠償請求権のうち合計4822万3907円に満つるまでの部分であるから、本件示談金額が実際の本件各損害賠償請求権の合計額を下回る場合には、遅延損害金を考慮するまでもなく、上告人を害することになり、被上告人は、その害する限度において、本件示談をもって上告人に対抗することができないというべきである。本件各損害賠償請求権が不法行為に基づく損害賠償請求権であることや、本件示談金額が損害賠償金として社会通念上相当な額であることなど、原審の指摘する事情は、以上の判断を左右するものではない。したがって、上告人が被上告人に対して本件示談金額を超える額の請求をすることができないとした原審の判断には、法令の解釈適用を誤った違法がある。」

評釈

I　債権仮差押えの効力

債権仮差押えの執行がなされた場合に、債務者や第三債務者に対してどのような効果が生じるかをみておこう。

1. 仮差押えは、金銭債権者[5]が将来債務名義を取得した上で行う強制執行の実効性を維持するために、現時点において債務者の財産に対する処分を禁止するものである。本件のように仮差押えの目的物が債務者の第三債務者に対する債権であるときは、債権者の申立てに基づき、裁判所によって仮差押命令が発令され、その正本が第三債務者に対して送達されるという方法でその執行がなされる（民事保全法50条1項、同条5項により準用される民事執行法145条3項）。

5）　債権者の被保全権利が非金銭債権であるときは、係争物仮処分が行われることになる。

2. この送達は、まず第三債務者に対してなされ（第三債務者への送達時点で仮差押えの効力が発生することになる［民事保全法50条5項により準用される民事執行法145条4項］）、その後に債務者に対してなされることになっている（民事保全法50条5項により準用される民事執行法145条3項）。順番が逆になると、先に送達を受けた債務者[6]が（債務者に対しても取立てなどによって仮に差し押さえられた債権を消滅させる行為は禁止されている[7]が、それに違反して）第三債務者に対して弁済を強く迫るなどして債務を消滅させる行為に出る可能性があり、もし第三債務者が仮差押命令の送達前に何も知らずに弁済してしまうと、処理が難しい状況が生じるからである。
3. 第三債務者に対しては、債務者への弁済などによって仮に差し押さえられた債権を消滅させる行為が禁止され（弁済などが絶対的に禁止されるわけではない。）、この禁止に反した場合、仮差押債権者が債務名義を取得した後に第三債務者に対して取立訴訟などを通じて仮差押えの効力を主張したうえで履行を求めたときには、第三債務者は債務者への弁済などによる債権の消滅を対抗することができず、二重弁済を強いられることになる。そういう意味で、仮差押えの執行による処分禁止効は、相対的なものにとどまる[8]。

Ⅱ　被仮差押債権について、債務者・第三債務者間でなされる和解（示談）は、仮差押えの処分禁止効に違反するか。

1. 民事保全法の規定は仮差押えによって禁止される行為を詳細に定めていない。そのため、債務者や第三債務者が行うどのような行為が対象になるかについては、学説でも見解が完全に一致しているわけではない。もちろん、仮差押えの対象となる債権の全部弁済などが許されないことはいうまでもないが、本件判決で問題になったような、債務者・第三債務者間の示談（民法上の和解）については、一律に決定することはできず、その具体的な内容が仮差押債権者の利益を侵害するか否かの判断によって決まると考えるべきであろう。この点についての判断が、第一審・最高裁と控訴審の結論を分けることになった。
2. 本件の債務者・第三債務者間の示談について、第一審・最高裁と異なる結論出した東京高裁も、判決理由の中で述べているように、被害者が加害者に対して有する損害賠償請求権の仮差押え後になされた示談をすべて、仮差押えから生ずる債務者・第三債務者に対する処分禁止効の枠外においているわけではない。本来交通事故の被害者が受けるべき損害賠償の額を確定する場面において、示談という形で、金額面では多少譲りながらも、迅速に支払いを受けることができるという被害者の（家族の）生計維持の利益を重視し、（示談がなければ賠償の対象になる損害額が増加すると予想できるケースでも）内容面で類似の交通事故における示談の内容と比較してそれほど特異なものでないならば、示談（民法上の和解契約を締結すること）は差押債権者に対する関係においても、その効力を対抗できるとした。
3. これに対して、最高裁は、示談によって一部支払いを免除された結果、示談ではなく訴訟において客観的に認定されるであろう、ＹのＡらに対する損害賠償義務の総額に満たない金額の満足しか受けることができなくなったときには、Ａらの

6）誤って債務者が先に送達を受けた場合には、その送達がなされた時点で仮差押えの効力が発生すると考えられている。
7）なお、債務者に対する仮差押えの対象になった債権についての処分禁止効については、債権差押命令とは異なり、仮差押命令にはその旨明記されていなくても効力として含まれているとするのが実務の取扱いである（山崎潮・民事保全法の解説（法曹会、1994年）383頁）。しかしながら、そのような取扱いが適切かについては批判がある（三ケ月章「仮差押の効力」・中田淳一ほか編吉川大二郎先生還暦記念論文集『仮処分の研究（上）』（法律文化社　1965年）492頁注29、竹下守夫＝藤田耕三編『民事保全法』（有斐閣1997年）301頁以下（塚原朋一）、松本博之『民事執行保全法』（弘文堂　2011年）553頁注11）。
8）注1の記述を参照。

Yに対する損害賠償請求権を仮差押えした債権者の利益を侵害するとして客観的な基準で判断するという立場を採用した。

4. 確かに東京高裁が指摘したように不法行為による損害賠償請求権をめぐる紛争を解決するために示談（民法上の和解）が果たしている役割は重要であるし、本件における示談の内容が他の事件でのそれと比較して特に被害者の利益を不当に制限しているとはいえない（したがって、債務者と第三債務者が故意に差押債権者の利益を害する目的をもっていたとは考えられない）であろう。しかしながら、仮差押えという将来の強制執行の執行性を確保するための措置を講じたうえで、本案訴訟に勝訴し、債務名義に基づき被仮差押債権について転付命令まで得た債権者からすると、示談といえども実質的には債務者が第三債務者に認めた一部免除を甘受せよというのは適切ではない。その意味では、最高裁の立場を支持すべきであろう[9]。

Ⅲ　振込よってなされたYからAらへの支払の効果

1. 最高裁は、第一審、控訴審とは異なり、示談の定めに従ってなされたYからAらへの支払の効果について触れていない。示談が無効と判断されれば、その定めに従いYが行った支払いの効果は、Xには対抗できなくなると考え、言及する必要はないと考えたのであろうか。

2. しかしながら、東京高裁が、示談の内容に従い加害者が被害者の家族に損害賠償金を支払った効果について、加害者の不法行為による損害賠償請求権に対する弁済であるとするならば、仮差押債権者には対抗できないとしながらも、一括払いの方法で任意保険会社が自賠責保険会社に代わって支払うべきものを加害者が被害者の代理人の口座に立替払いとして振り込んだものであり、被害者による直接請求権（自賠法16条）の行使に基づくものであるとの評価が可能であるという、かなり技巧的な解釈を採用して、その効果を仮差押債権者に対抗できるとしたことを考えると、すべての問題が解決されたわけではない。

3. 自働車損害賠償法18条は、交通事故の被害者の保険会社に対する直接請求権と仮渡金請求権の差押えを禁止している。その趣旨は、これらの請求権が被害者の生活に直結する債権であるため、それを被害者の債権者による差押えの対象から除外し、現実に金銭の支払いを受けられるようにすることにあるとされている[10]。ところが、交通事故の被害者が加害者（あるいは運行供用者）に対して有する損害賠償請求権（民法709条、自賠法3条）は差押禁止とはされていないため、本件で不法行為による損害賠償請求権を有する債権者Xが行ったように、被害者の債権者によって差押えや仮差押えがなされる可能性がある。そのため、一次的には、仮差押えの効力が発生した後になされた被害者・加害者間の示談の効力を仮差押債権者との関係でどのように考えるかが問題になった（債権仮差押えの効力が発生する前になされた示談［民法上の和解］の効力が制限されないのは当然である。ただし、示談がXに対する関係で詐害行為とされる可能性はあろう。）。この点については、前述のように最高裁は、AらがYに対してもともと有していた損害賠償請求権の金額を確定し、示談の内容と比較するよう求めて、事件を原審に差し戻した。ただし、残念ながら、この処理によってすべての問題が解決したわけではない。

9）本件において最高裁の立場を支持すべき理由としては、仮差押債権者がAの犯罪行為の被害者であり、被保全権利がその行為に由来する損害賠償請求権であるという事情がある。東京高裁の立場に従うと、（BがYの過失に基づく交通事故によって死亡したという同情すべき事情があるとしても）加害者側の利益を保護するために、犯罪被害者の利益を犠牲にするという好ましからざる結果を招くことになる。

10）たとえば、北河隆之＝中西茂＝小賀野晶一＝八島宏平・逐条解説自動車損害賠償法［第２版］（八島）（弘文堂　2017年）164頁参照。

4. 自動車事故の被害者が保険会社に対する直接請求権を行使して、保険金（実質的には損害賠償金）の支払いを受けたときに、仮差押えの対象になっていた、自動車事故の被害者が加害者に対して有する損害賠償請求権は、原則通りに被害者が支払いを受けた金額の限度で消滅するか、という問題が残されている。仮差押えの対象となった損害賠償請求権を消滅させるような債務者や第三債務者の行為はその効力を債権者には対抗できないが、ところが、損害賠償請求権とは別個の直接請求権に基づき被害者が保険会社に支払いを請求することは本来妨げられないはずである。そうすると、実際に被害者が保険金（実質的には損害賠償金）の支払いを受けたときは、仮差押えの対象になっていた、自動車事故の被害者が加害者に対して有する損害賠償請求権は、原則通りに被害者が支払いを受けた金額の限度で消滅するかが、問題になる。消滅を認めると、仮差押債権者の保護はその部分だけなくなることを容認する結果となる。

5. ここで参考となる判例を紹介しておこう。最1小判平成12年3月9日民集54巻3号960頁であるが、事実関係は以下のとおりである。

⑴ AがBを自動車事故で死亡させた。Bの相続人はその母のAだけであった（Bにはその妻と子がいたが、全員相続放棄を行っていた。なお、後述の自動車賠償責任共済契約に基づき、Aの妻と子に対してはその固有の慰謝料として644万5053円が支払われている。）。AはC農業協同組合との間で自動車損害賠償責任共済契約と任意保険契約である自動車共済契約を結んでいた。

⑵ DはAに対する確定判決を債務名義として、AがAに対する本件事故による損害賠償請求権のうち4000万円について差押えを行った後、転付命令を取得した。この転付命令は、AとAに送達され確定した。

⑶その後、DはAとCを相手取って以下のような訴えを提起した。Aに対しては、自動車損害賠償保障法3条に基づき損害賠償金として4400万円の支払いを求め、Cに対しては、①任意保険契約に定められr他保険金の直接請求権に基づく請求、②任意保険契約の規定に基づきAが有する保険金請求権をAに代位して行う請求、③自動車損害賠償保障法23条の2が準用する同法16条1項の責任賠償金の支払請求権に基づき、判決の確定を条件とする請求として、4400万円の支払いを求めた（なお、Cに対する①、②は選択的に併合され、③は予備的請求とされている）。

⑷このDとA・C間の訴訟に、Aに対する自動車損害賠償保障法3条に基づく2590万円4937円の賠償請求とCに対する自動車損害賠償保障法16条1項に基づく同額の責任賠償金の支払請求を定立し、Dに対しては「AがAとCに対してそれぞれ前記支払請求権を2355万4937円の限度で有すること」の確認請求をたてて、Aが独立当事者参加を行った。

⑸控訴審は、DのAに対する請求については4000万円の限度で、Cに対する前記②の請求については、判決の確定を条件として、1536万2235円の限度で認容し、AのAに対する請求については756万2235円の限度で、Cに対する請求については2575万4937円の責任賠償金の支払いを命じ、Dとの関係ではAとCに対するAの前記債権が存在することを確認する判決を言い渡した。

⑹A、C、Dの上告に基づき最高裁は以下のような判決を言い渡した。

「DのCに対する任意保険契約に基づく保険金の代位請求に関する原審の判断は、是認することができない。その理由は、次のとおりである。原審は、任意保険契約の約款中に、損害賠償金の額から自賠責共済契約により支払われる額を控除した額が保険金として支払われる旨の定めがあることを前提として、本件事故による損害賠償請求権の額（4536万2235円）から、自動

車損害賠償保障法施行令2条1項所定の死亡の場合の自動車損害賠償責任保険の保険金額（3000万円）全額を差し引いた残額（1536万2235円）及びこれに対する遅延損害金の支払を求める限度でＤのＣに対する保険金の代位請求を認容したものである。しかしながら、……Ａの締結した自賠責共済契約に基づいて既にＢの妻子に対して同人ら固有の慰謝料として644万5063円の責任賠償金が支払われているのであるから、Ｂが被った損害に関して自賠責共済契約によりＡに支払われる額は、死亡の場合の保険金額である3000万円から右の644万5063円を控除した2355万4937円となり、ＤのＣに対する任意保険契約に基づく保険金の代位請求は、前記4536万2235円から右の2355万4937円を控除することにより算出される2180万7298円及びこれに対する本判決確定の日の翌日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で認容すべきものである（Ｄは、上告理由書において、原審の認定した弁護士費用220万円については全く触れていないので、当審としては弁護士費用の点は顧慮しない。）。したがって、Ｄの右請求につき、Ｃに対し、前記のような条件を付した上で1536万2235円及びこれに対する遅延損害金の支払のみを命じた原審の判断には、法令の解釈適用を誤った違法があり、右違法は原判決の結論に影響を及ぼすことが明らかである。論旨は理由があり、原判決中右請求に関するＤの敗訴部分は、右の説示と異なる限度において破棄を免れない。以上によれば、原判決主文第一項は、右に従って変更することが相当である。」「さらに、職権をもって検討すると、原判決中、ＡのＣに対する責任賠償金の支払請求に関する部分及びＡのＤに対する確認請求のうちＡがＣに対して有する責任賠償金の支払請求権の確認請求に関する部分には、次のとおり法令の解釈適用を誤った違法がある。

交通事故の被害者の保有者に対する損害賠償請求権が第三者に転付された後においては、被害者は転付された債権額の限度において自賠法16条1項に基づく責任賠償金の支払請求権（直接請求権）を失うものと解するのが相当である（下線は筆者）。けだし、自動車損害賠償責任保険は、保有者が被害者に対して損害賠償責任を負担することによって被る損害をてん補することを目的とする責任保険であり、自賠法16条1項は、被害者の損害賠償請求権の行使を円滑かつ確実なものとするため、右損害賠償請求権行使の補助的手段として、被害者が保険会社に対して直接に責任賠償金の支払を請求し得るものとしているのであって（最高裁昭和60年（オ）第217号平成元年4月20日第1小法廷判決・民集43巻4号234頁参照）、その趣旨にかんがみれば、自賠法16条1項に基づく責任賠償金の支払請求権は、被害者が保有者に対して損害賠償請求権を有していることを前提として認められると解すべきだからである。」とした。

6. この結論に対しては批判[11]があるものの、最高裁が従前から採用してきた、直接請求権（自賠法16条）は損害賠償請求権（同3条）の行使を円滑かつ確実にするための補助的手段であるという立場から、3条請求権が消滅すれば（正確いうならば、被害者の加害者や運行供用者に対する損害賠償請求権が転付命令の確定によって執行債権者に移転すると、当然被害者はこの請求権を行使することができなくなるので、消滅と同視したうえで、）16条請求権も消滅するとの結論を導いてい

11）自賠責保険は被害者保護を目的としていることや純粋の保険というよりは社会保障としての性格を帯びていることを強調する論者は、被害者が現実に支払いを受けた場合にのみ16条請求権が消滅するという立場をとっている。潘阿憲「自動車損害賠償責任保険における直接請求権と損害賠償請求権―最高裁平成12年3月9日第一小法廷判決を中心に―」判タ1113号（2003年）66頁以下など。

ると評価されている[12]。

7. 平成12年判決の事案とは異なり、令和3年の事案では、問題になった被害者・加害者間の示談とそれに基づく被害者への賠償金の支払いは、債権者Xによる被害者の加害者に対する損害賠償請求権の仮差押えの効力が生じた後ではあったが、まだ債務名義を取得して、債権執行を開始し、転付命令を得る前になされている。この相違は、結論に違いをもたらすのであろうか。仮差押えの段階では、譲渡や取立てなどの処分は禁止されているものの、まだ目的物である損害賠償請求権は被害者に帰属しており、転付命令の確定にともなう消滅と同視するのは困難であろう。そうすると、仮差押債権者は改めて前述の問題と直面することになる。

8. かりに示談が仮差押債権者の正当な利益を侵害し、対抗できないものであるとされたとしても、自動車事故の被害者の立場にあるAらがYから3000万円余りの支払いを受けたのは、（示談の内容に従ってはいるものの）直接請求権の行使に基づくものであると評価されるならば（東京高裁は、前述のようにこうした解釈を採用した。）、その効力をXに対抗できることになり、約3000万円の部分については、XはYに対して支払いを請求することができないことになる。

9. 同じような問題は、本件のような加害者による立替払いという形式をとらず、実際に支払われるべき金額を自賠責保険でカバーされる部分に制限して、Aらが一括請求という形で任意保険会社から直接支払いを受けたときにも発生することになる。自賠法16条の直接請求権に基づく支払いであるから、不法行為に基づく損害賠償請求権に対する仮差押えの効力は及ばず、債権者Xに対しても対抗できると解釈できるからである。そうすると、本件最高裁判決を受けて、債務者・第三債務者間で示談を行い、実質的には加害者から被害者への賠償金の支払いであっても、保険会社からの支払いという形式を整えることによって、少なくとも、保険会社からの支払いがなされた部分については、事実上、債権者の仮差押えの拘束を免れることができることになる（この結論が、被害者の生計維持を目的とした直接請求権の差押禁止によって引き起こされていることを正当化できるのか、疑問がないわけではない。）。

結局、自賠法16条に基づく直接請求権と不法行為による損害賠償請求権が別個の請求権であり、後者については仮差押え・差押えが許されているが、前者については差押が禁止されているという状況では、自動車事故の被害者（債務者）が先行して16条に基づき保険会社から支払いを受けるか、あるいは（仮）差押債権者が転付命令を得たうえで交通事故の加害者から被害者より先に支払いを受けるかによって、（仮）差押債権者の立場は大きく左右されることになる。

すでに多くの論者によって指摘されているように、この問題を最終的に解決するには立法を待つしかないのであろうが[13]、当面は、個別の事情による調整の余地は認めながらも、仮差押債権者の利益を保護する方向での解釈を探る必要があるのではなかろうか（とくに本件のように仮差押債権者が本案訴訟で勝訴し、債務名義まで取得している場合にはとくにそうであろう）[14]。

12）松居英二・交通事故判例百選［第5版］195頁とそこにあげられている参考文献を参照。

13）松居・前掲は、最1小判平成12年3月9日との関連で、不法行為による損害賠償請求権の差押えによって自賠法16条の直接請求権の行使を制限することが自賠法18条を潜脱することにならないかという問題について、「自賠責保険の責任保険としての性格から離れて被害者（差押債務者）を保護すべきかという検討において、現行法で差押えが許されている（自賠法）3条請求権に対し執行手続を利用して実現しようとするX（差押債権者）の利益と、最終的には不当利得となるZ（自動車事故の被害者＝差押債務者）の利益のいずれを保護すべきかという比較衡量」が最高裁の判断の背景にあったのではないかと指摘されている。本件判決の場合も、最終的にはこの利益衡量が決め手になっているように思われる。

14）なお、本件判決の評釈としては、吉田純平・新・判例解説Watch・民事訴訟法No.122（2021年4月9日掲載）、越山和広・法学教室488号（2021年）141頁、がある。